## 特定看護師(仮称)の教育に関する意見

一般社団法人日本看護系大学協議会 代表理事 中山洋子

チーム医療推進会議およびそのもとに設置されているチーム医療推進のための看護業務検討WG、チーム医療推進方策検討WGでは、現在、特定看護師(仮称)に関する議論が盛んに行われている。本年3月のチーム医療の推進に関する検討会報告書においては、特定看護師(仮称)の専門的実践能力確認の要件として、特定看護師(仮称)養成を目的とした第三者機関認定の大学院修士課程を修了していることが示されている。このことから、128の看護系大学院修士課程を擁する日本看護系大学協議会では、大きな期待をもってこのチーム医療推進会議とWGの議論を見守るとともに、特定看護師(仮称)養成試行事業にも数多くの大学院が参加しているところである。

今日の高度医療の進展や疾病構造の変化、高齢社会の進展等を踏まえると、看護の役割拡大は当然に必要なことである<sup>1)</sup>。そうした社会からの期待に応えるべく、日本看護系大学協議会ではこれまで、世界的な看護学教育の動向も踏まえて、高度実践看護師の教育について検討を重ね、その成果を公表してきた。世界標準でいう高度実践看護師は、拡大された看護の役割を通じて、キュアとケアとを統合し患者のクオリティ・ライフ(生命と生活の質)を向上させるよう働きかけることができる専門職者である。この視点から現在の特定看護師(仮称)の議論を検討すると、高度な看護実践というよりもこれまで看護師が担うことができなかった個別の医行為の実施者としての役割に焦点化されており、アメリカにおける PA(physician assistant)に類似しているように見える。これは、高度専門職業人の育成を目指す看護系大学院の教育とは趣旨が異なっているのではないかと懸念している。

日本看護系大学協議会では、看護の質の向上とチーム医療の推進に資することを中核的能力としてこれまで教育してきた専門看護師の機能のなかに、従来は認められなかったキュアの機能を統合することによって、看護が『チーム医療』のなかで国民のニーズをさらによく満たすことができると考えており、現在、そのための大学院修士課程における教育内容を検討中である。今後も専門看護師教育の推進・強化を図り、本来の意味での高度実践看護師の育成を進める所存である。

看護学は学問としての歴史は医学よりも浅いが、医学とは異なる学問体系として発展してきたものである。特定看護師(仮称)の教育の検討に当たっては、看護学の学問体系との整合性に十分な配慮をし、世界的に認められる水準を確保して頂きたいと強く要望するものである。

注1) 日本学術会議 健康・生活科学委員会 看護学分科会 (2008), 提言 看護職の役割拡大が 安全と安心の医療を支える.